介護老人福祉施設 ジョイヴィレッジ 重要事項説明書

当施設は、介護保険法の指定を受けております。 (平成26年11月1日 神奈川県知事指定)

当施設は、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供いたします。施設の概要や 提供されるサービス内容、利用上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明いたしま す。

*当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」を認定された方が対象となります。

1 施設運営法人

法人名	社会福祉法人 東洋会	
法人所在地	神奈川県小田原市城山二丁目3番46号 TSビル4階	
代表者氏名	理事長 﨑村俊裕	
設立年月日	平成10年5月1日	

2 事業所の概要

事業所名	介護老人福祉施設 ジョイヴィレッジ
所在地及び連絡先	神奈川県小田原市酒匂956番地1
	0465-27-1100 (代表)
介護保険事業者番号	1472302957号
管理者氏名	施設長 奥深山政道

3 設備の概要

区 分	数量・規模	備考	
入居定員	120名	1ユニット10名×12ユニット	
居室	全室個室(平均 12.26 ㎡)	各居室に洗面台	
リビングダイニング	1 ユニット毎に 1 箇所(平均 30.49 ㎡)		
パブリックスペース	(325.97 m^2)	エントランスロビー	
浴室	2ユニット毎に1箇所	個浴・特殊浴槽	
トイレ	1ユニット毎に2箇所		
医務室	1室(21.11㎡)		
面接室	1室(16.7 ㎡)		
その他、介護職員室・看護職	その他、介護職員室・看護職員室・当直室・介護材料室・洗濯室・事務室・汚物処理室・屋上・備蓄庫等		

4 施設職員の配置

令和7年4月1日現在

施設長(管理者) 常勤 1 施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 事務長 常勤 1 事務を統括・管理する。施設長を補佐する。 常勤 2 総務、庶務、会計事務及び入居者の給付・財産管理業務等の事務に従事する。 非常勤 3 施設内整備・備品の管理・修繕に従事する。 (事務職員・設備職員) 施設の入退居業務及び入居者の生活相談、面接、家族等の各種相談に関することに従事し、適切なサービス計画の作成・管理に係る各種業務を行っております。 (相談担当課長・生活相談員) 介護支援専門員 常勤 1 3 (ケアブラン作成、ケースマネジメント、アセスメント等)に従事する。 介護職員 常勤 4 入居者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。(看護課長・主任・副主任・介護職員) 常勤 1 入居者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。(看護課長・看護職員) 非常勤 1 入居者の食事に関する必要な機能回復訓練を行う。(管理栄養士) 機能訓練指導員 常勤 1 入居者に対する必要な機能回復訓練を行う。 佐間警備員(委託) 9 給食業務に従事する。 施設の夜間警備に従事する。 夜間警備員(委託) 4 施設の夜間警備に従事する。	職種		専従	兼務	職務内容(補職名)
事務職員 2 総務、庶務、会計事務及び入居者の給付・財産管理業務等の事務に従事する。施設内整備・備品の管理・修繕に従事する。(事務職員・設備職員) 生活相談員 常勤 1 1 施設内整備・備品の管理・修繕に従事する。(事務職員・設備職員) 企業の入退居業務及び入居者の生活相談、面接、家族等の各種相談に関することに従事し、適切なサービスの提供に必要な役割を果たす。(相談担当課長・生活相談員) 施設サービス計画の作成・管理に係る各種業務(ケアプラン作成、ケースマネジメント、アセスメント等)に従事する。 介護職員 常勤 4 人居者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。(介護課長・主任・副主任・介護職員) 看護職員 常勤 1 入居者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。(管理栄養土) 機能訓練指導員 常勤 1 入居者の食事に関する必要な栄養管理を行う。(管理栄養土) 機能訓練指導員 常勤 1 入居者に対する必要な機能回復訓練を行う。 医師(嘱託) 非常勤 3 入居者等の診療、健康管理等に従事する。 洗濯業務に従事する。 給食業務に従事する。	施設長(管理者)	常勤	1		
事務職員 2 理業務等の事務に従事する。 非常勤 3 施設内整備・備品の管理・修繕に従事する。(事務職員・設備職員) 施設の及退居業務及び入居者の生活相談、面接、家族等の各種相談に関することに従事し、適切なサービスの提供に必要な役割を果たす。(相談担当課長・生活相談員) 施設サービス計画の作成・管理に係る各種業務 施設サービス計画の作成・管理に係る各種業務 がった。(年談担当課長・生活相談員) 介護職員 常勤 48 入居者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。(介護課長・主任・副主任・介護職員) 看護職員 常勤 2 1 入居者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。(看護課長・看護職員) 業常勤 1 入居者の食事に関する必要な栄養管理を行う。(管理栄養士) 機能訓練指導員 常勤 1 入居者に対する必要な機能回復訓練を行う。 医師(嘱託) 非常勤 3 入居者等の診療、健康管理等に従事する。 洗濯業務員 非常勤 4 洗濯業務に従事する。 調理員(委託) 9 給食業務に従事する。	事務長	常勤		1	事務を統括・管理する。施設長を補佐する。
事務職員 非常勤 3 施設内整備・備品の管理・修繕に従事する。 (事務職員・設備職員) 生活相談員 常勤 1 加設の入退居業務及び入居者の生活相談、面接、家族等の各種相談に関することに従事し、適切なサービスの提供に必要な役割を果たす。 (相談担当課長・生活相談員) 介護支援専門員 常勤 1 3 (ケアプラン作成、ケースマネジメント、アセスメント等)に従事する。 介護職員 非常勤 1 4 入居者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。(介護課長・主任・副主任・介護職員) 看護職員 常勤 2 1 入居者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。(看護課長・看護職員) 栄養士 常勤 1 入居者の食事に関する必要な栄養管理を行う。(管理栄養土) 機能訓練指導員 常勤 1 入居者に対する必要な機能回復訓練を行う。入居者等の診療、健康管理等に従事する。 洗濯業務員 非常勤 3 入居者等の診療、健康管理等に従事する。 調理員(委託) 9 給食業務に従事する。		常勤	2		
生活相談員 常勤 1 1 家族等の各種相談に関することに従事し、適切なサービスの提供に必要な役割を果たす。(相談担当課長・生活相談員)施設サービス計画の作成・管理に係る各種業務介護支援専門員 介護支援専門員 常勤 1 3 (ケアプラン作成、ケースマネジメント、アセスメント等)に従事する。 介護職員 非常勤 1 4 8 人居者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。(介護課長・主任・副主任・介護職員) 看護職員 第勤 2 1 人居者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。(看護課長・看護職員) 栄養士 第勤 1 人居者の食事に関する必要な栄養管理を行う。(管理栄養士) 機能訓練指導員 常勤 1 人居者に対する必要な機能回復訓練を行う。 医師(嘱託) 非常勤 3 人居者等の診療、健康管理等に従事する。 洗濯業務員 非常勤 4 洗濯業務に従事する。 調理員(委託) 9 給食業務に従事する。	事務職員	非常勤	3		施設内整備・備品の管理・修繕に従事する。
介護支援専門員 常勤 1 3 (ケアプラン作成、ケースマネジメント、アセスメント等) に従事する。 介護職員 常勤 48 入居者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。(介護課長・主任・副主任・介護職員) 看護職員 常勤 2 1 入居者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。(看護課長・看護職員) 栄養士 常勤 1 入居者の食事に関する必要な栄養管理を行う。(管理栄養士) 機能訓練指導員 常勤 1 入居者に対する必要な機能回復訓練を行う。 医師(嘱託) 非常勤 3 入居者等の診療、健康管理等に従事する。 洗濯業務員 非常勤 4 洗濯業務に従事する。 調理員(委託) 9 給食業務に従事する。	生活相談員	常勤	1	1	家族等の各種相談に関することに従事し、適切なサービスの提供に必要な役割を果たす。
介護職員 非常勤 1 4 行う。(介護課長・主任・副主任・介護職員) 看護職員 2 1 入居者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。(看護課長・看護職員) 非常勤 1 入居者の食事に関する必要な栄養管理を行う。(管理栄養士) 機能訓練指導員 常勤 1 入居者に対する必要な機能回復訓練を行う。 医師(嘱託) 非常勤 3 入居者に対する必要な機能回復訓練を行う。 洗濯業務員 非常勤 4 洗濯業務に従事する。 調理員(委託) 9 給食業務に従事する。	介護支援専門員	常勤	1	3	(ケアプラン作成、ケースマネジメント、アセス
看護職員 常勤 2 1 入居者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。(看護課長・看護職員) 非常勤 1 入居者の食事に関する必要な栄養管理を行う。(管理栄養士) 機能訓練指導員 常勤 1 入居者に対する必要な機能回復訓練を行う。 医師(嘱託) 非常勤 3 入居者等の診療、健康管理等に従事する。 洗濯業務員 非常勤 4 洗濯業務に従事する。 調理員(委託) 9 給食業務に従事する。	介護職員		4 8		
看護職員 非常勤 4 う。(看護課長・看護職員) 栄養士 常勤 1 入居者の食事に関する必要な栄養管理を行う。(管理栄養士) 機能訓練指導員 常勤 1 入居者に対する必要な機能回復訓練を行う。 医師(嘱託) 非常勤 3 入居者等の診療、健康管理等に従事する。 洗濯業務員 非常勤 4 洗濯業務に従事する。 調理員(委託) 9 給食業務に従事する。		非常勤	1 4		行う。(介護課長・王仕・副王仕・介護職員)
非常勤 4 う。(看護課長・看護職員) 常勤 1 入居者の食事に関する必要な栄養管理を行う。 (管理栄養土) 機能訓練指導員 常勤 1 入居者に対する必要な機能回復訓練を行う。 医師(嘱託) 非常勤 3 入居者等の診療、健康管理等に従事する。 洗濯業務員 非常勤 4 洗濯業務に従事する。 調理員(委託) 9 給食業務に従事する。	 看護職員	常勤	2	1	入居者に対する健康管理等必要な看護業務を行
栄養士 非常勤 (管理栄養士) 機能訓練指導員 常勤 1 1 入居者に対する必要な機能回復訓練を行う。 医師(嘱託) 非常勤 3 入居者等の診療、健康管理等に従事する。 洗濯業務員 非常勤 4 洗濯業務に従事する。 調理員(委託) 9 給食業務に従事する。	10 100	非常勤	4		う。(看護課長・看護職員)
非常勤 (管理栄養士) 機能訓練指導員 常勤 1 入居者に対する必要な機能回復訓練を行う。 医師(嘱託) 非常勤 3 入居者等の診療、健康管理等に従事する。 洗濯業務員 非常勤 4 洗濯業務に従事する。 調理員(委託) 9 給食業務に従事する。	学業士	常勤	1		入居者の食事に関する必要な栄養管理を行う。
医師 (嘱託) 非常勤 3 入居者等の診療、健康管理等に従事する。 洗濯業務員 非常勤 4 洗濯業務に従事する。 調理員 (委託) 9 給食業務に従事する。	木食工	非常勤			(管理栄養士)
洗濯業務員 非常勤 4 洗濯業務に従事する。 調理員(委託) 9 給食業務に従事する。	機能訓練指導員	常勤	1	1	
調理員(委託) 9 給食業務に従事する。	医師 (嘱託)	非常勤	3		入居者等の診療、健康管理等に従事する。
	洗濯業務員	非常勤	4		洗濯業務に従事する。
夜間警備員(委託) 4 施設の夜間警備に従事する。	調理員(委託)		9		給食業務に従事する。
	夜間警備員 (委託)		4		施設の夜間警備に従事する。

職員の職種別、あるいはその他の区分員数等は、配置の目安として定めるものであり、 国並びに神奈川県による配置基準定数を下回らない範囲内において増減することができ るものとする。

5 基本方針

ジョイヴィレッジ理念 「あなたと、ともに生きる」 私たちは目指します。

- ① 今まで大切にしていたことが続けられ、自分らしく生き生きと過ごしていただくこと。
- ② 地域の方々との交流や、外出の機会を多く持ち、日々を楽しく過ごしていただくこと。
- ③ 自然の恵みと四季の移ろいを身近に感じ、心豊かに過ごしていただくこと。
- ④ 高齢者支援に携わる者として、自覚と誇りを持ち、常に自己研鑽すること。
- ⑤ 「ここで暮らせてうれしい」「あなたに会えてよかった」とみんなが笑顔になれること。

6 介護方針

- ① 入居者一人ひとりの意思と人格を尊重した介護を目指します。
- ② 入居者が在宅にいたときと同じ生活が継続できるよう努めます。
- ③ 入居者が自律的な日常生活を営むことを支援します。
- ④ 入居者の在宅における生活への復帰を支援します。
- ⑤ ユニット内で入居者相互に社会的関係を築いた生活を支援します。
- ⑥ ユニット内で入居者と介護職員との家族的日常生活を目指します。
- ① 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入 居者の行動を制限する行為を行いません。

7 サービス内容

① 食 事 朝食 7:30~

 昼食
 12:00~

 夕食
 18:00~

(原則的に上記の時間となります。変更をご希望の際はあらかじめ お申し付けください。外出等でお食事の時間に間に合わない際 は、2時間までお取り置き可能です。)

- ② 介 護 着替え介助、排泄介助 (オムツ交換を含む)、整容介助、食事介助 レクリエーション等
- ③ 入 浴 週2回以上可能です。ご本人の体調に応じて清拭となる場合もあります。

④ 機能訓練 機能訓練指導員が状況に応じて実施いたします。

⑤ 健康管理 状態の観察及びバイタルチェック等、健康状態の確認を行います。

(内 科)毎週診察を受けることができます。

(歯 科) 毎週診察を受けることができます。

(精神科)毎月2回診察を受けることができます。

※ ご面会 原則は午前8:00~午後8:00となりますが、ご家族の御都合に 合わせて、ご面会頂けます。また、緊急時も上記時間外のご面会可能 です。ご連絡の上お越しください。

8 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の急激な変化等が生じた場合は、事前の打合せに基づき、ご家族、主治医、救急医療機関等に連絡致します。

名 称	医療法人社団 愛和会 かみやま小児科クリニック	
代表者	(主治医)神山 務	
所在地	神奈川県小田原市浜町3-11-5	
連絡先	0 4 6 5 - 2 4 - 0 1 8 8	

9 協力病院等

名 称	医療法人 同愛会 小澤病院
代表者	小澤 顯一 病院長
所在地	神奈川県小田原市本町1-1-17
連絡先	0 4 6 5 - 2 4 - 3 1 2 1

名 称	青柳歯科医院	
代表者	院長 河野 孝栄	
所在地	神奈川県小田原市栄町2-8-20 宮澤商事ビル3階	
連絡先	0 4 6 5 - 2 2 - 9 8 2 3	

10 非常災害対策

年2回の避難訓練、消防訓練を実施

11 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

	介護老人福祉施設 ジョイヴィレッジ
苦情相談窓口	TEL: 0465-27-1100/FAX: 0465-27-1161
	生活相談員 中村貴代美・森由紀枝

公共機関・第三者委員においても、次の機関で苦情申し立てや相談ができます。

小田原市高齢介護課	小田原市荻窪300番地		
	TEL: 0465-33-1827/FAX: 0465-33-1838		
神奈川県国民健康	横浜市西区楠町27-1		
保険団体連合会	TEL: 045-329-3447		
苦情第三者委員	安川 具子 TEL:0465-47-7666		
	坂井 房江 TEL:0465-47-8648		

12 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに家族等に連絡すると共に必要な措置を講じ、事故検討委員会において原因の調査、今後の対策等を検討し再発防止に努めます。また、病院等に受診を要するような事故が発生した場合は、速やかに市町村に報告すると共に必要な措置を講じます。この場合、賠償すべき事故等については、損害賠償を行います。但し、その損害について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限って、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

13 虐待防止のための対応

当施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会を月1回定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待を防止するために新規採用時及びその他定期的に職員研修を実施します。
- ④ 前3項に掲げる措置を適切に実施するために担当者(施設長)をおきます。 サービス提供中に、施設職員又は入居者の家族等による虐待を受けたと思われる入居 者を発見した場合は、速やかにこれを小田原市高齢介護課等に通報するものとします。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、重要事項について説明を行い、文書を交付いたしました。

事業者 介護老人福祉施設ジョイヴィレッジ

説明者

サービス契約の締結に当たり、重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者(身元引受人)